

譲渡申請及び誓約書 (猫) 団体等

枚方市長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

下記のとおり、猫を譲り受けることを申請します。

なお、譲渡後は誓約書の事項を遵守し、愛情と責任を持って終生飼養することを誓約します。

猫譲り受けるについて	猫の種類		毛色	
	年齢		その他特徴	
	性別	オス ・ メス		
猫の飼養管理について	主に世話をする人の氏名		年齢	歳
	その他に飼養している動物種		頭数	

記

- 1 譲り受けた動物には、速やかに動物病院で健康診断を受けさせます。また、日々の健康管理に努めます。
- 2 避妊・去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖制限措置を実施します。
- 3 譲り受けた動物には、迷子札等所有者明示を行うとともに速やかにマイクロチップの登録を行い、室内で飼育します。
- 4 譲渡された動物の適正な飼養に努め、枚方市における収容動物譲渡要領に定める基準を満たす個人以外へは譲渡いたしません。また、他の団体への再譲渡もしません。譲渡した場合は、調査結果を添えて、速やかに報告いたします。
- 5 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけません。
- 6 譲渡後6カ月から1年以内に、動物の状況等について枚方市長へ報告します。
- 7 枚方市が実施する立入調査等に進んで協力します。
- 8 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探します。
- 9 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、その他やむを得ない事情で飼養者を変更する時は、必ず枚方市に連絡します。
- 10 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、枚方市に対して一切責任を問いません。
- 11 譲渡後の治療等に要した費用については、一切枚方市に請求しません。

(裏面に続く)

12 上記のほか、市長が必要と認める次の条件を満たしています。

- (1) 市の施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。
- (2) 市の施設内において、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。
- (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。
- (4) その他、市長との信頼関係を維持できないと認められるような行為がないこと。

以上を確認の上、誓約書を提出します。

※この譲渡申請及び誓約書に記載された個人情報については、目的外には使用いたしません。